

## 所沢都市計画地区計画の変更（所沢市決定）

都市計画第二上新井地区地区計画を次のように決定する。

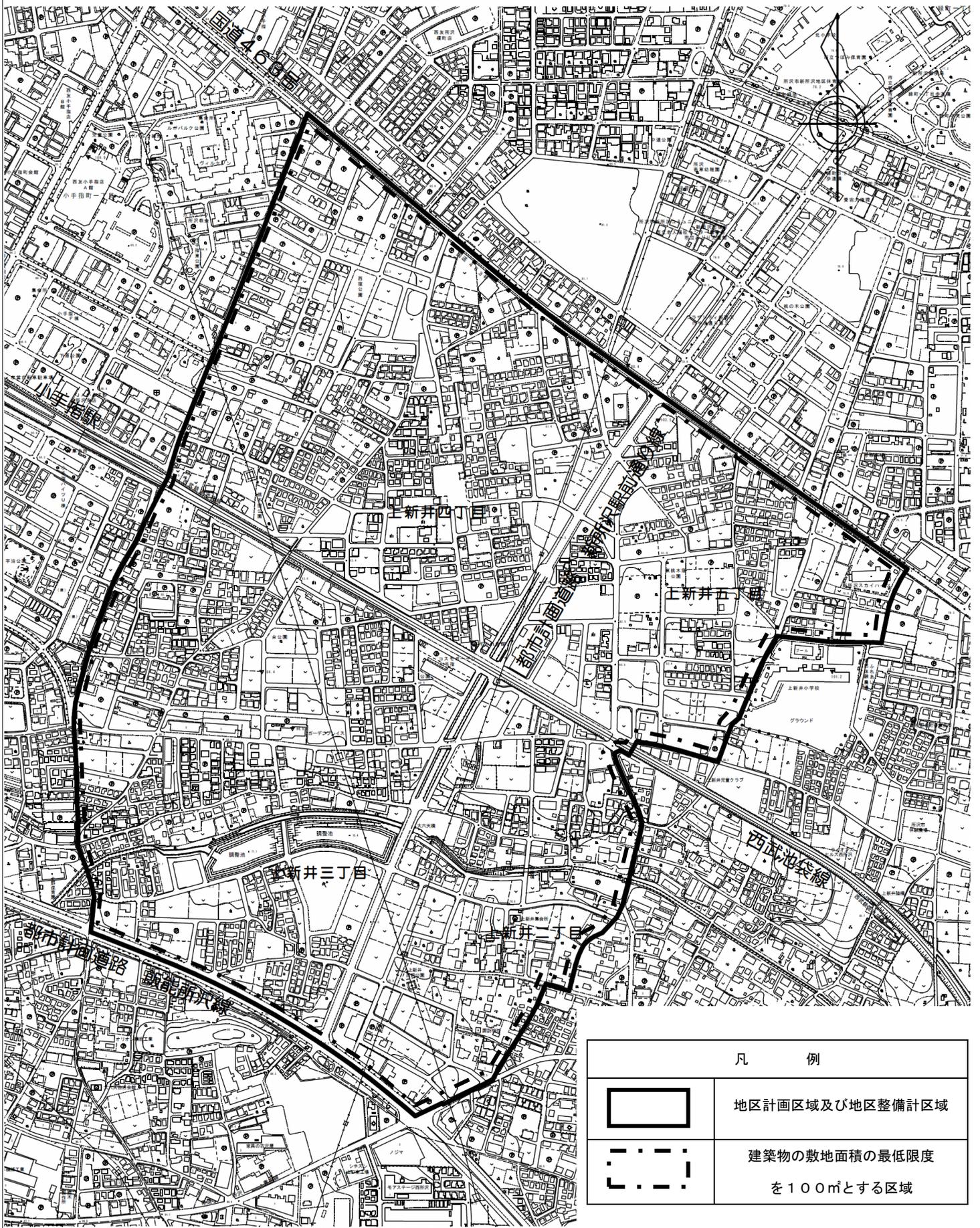
決定告示年月日
平成24年 8月 1日

名 称	第二上新井地区地区計画	
位 置	所沢市上新井三丁目及び四丁目の全部、 上新井二丁目及び五丁目の各一部	
面 積	約82.4ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、西武池袋線小手指駅、西所沢駅及び西武新宿線新所沢駅のほぼ中央に位置している。この地区の大半は、市施行の第二上新井特定土地区画整理事業の区域であり、幹線道路をはじめとする道路や公園などの都市基盤が整えられ、良好な住宅地が形成されつつある。</p> <p>このような本地区において、地区計画を設定することにより、地区全域を安全性の高い低層住宅地として、良好な住環境の保全及び向上を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	土地利用の方針	土地区画整理事業の整備効果を維持し、良好な住環境の保全及び向上を図るため、敷地の細分化を防止するとともに土地の有効利用を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	安全性の高い低層住宅地としての良好な住環境の保全及び向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定め、敷地の狭小化による建築物の過密の防止に努める。
地区整備計画	建築物等に関する 事項	建築物の敷地面積の最低限度  100㎡

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。」

理 由 土地区画整理事業の整備効果を維持し、良好な住環境の保全及び向上を図るため、敷地の細分化を防止するとともに土地の有効利用を図るため

# ＜第二上新井地区地区計画 計画図＞



凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計区域
	建築物の敷地面積の最低限度 を100㎡とする区域